

平成 31 年 4 月 19 日
中部運輸局海上安全環境部

「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！

～全国のマリーナ・漁港等でのパトロール、周知・啓発活動を行います～

中部運輸局では、管内所在の警察、海上保安本部（部）及び日本小型船舶検査機構の協力を得て、小型船舶の海難事故削減に向けた取組みとして、マリーナ・漁港等でのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発活動を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

中部運輸局による昨年度のキャンペーンでは、管内のマリーナ・漁港等約40箇所で開催・啓発活動を実施しました。本年度も同様の規模で実施する予定です。

記

1. 実施期間

平成 31 年 4 月 22 日（月）から同年 8 月 30 日（金）まで

2. 取組み内容

(1) マリーナ・漁港等でのパトロール指導及びリーフレットの配布等による周知・啓発
＜指導内容＞

- ① ライフジャケットの適切な着用・備付けに係る周知[※]
- ② 発航前検査の実施など小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ③ 船舶検査の適切な受検の確認・案内
- ④ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・案内 等

※) 平成 30 年 2 月から全ての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用が義務化されています。

(2) 小型旅客船に対する、消防設備及びライフジャケットの適切な備付け等に関する安全指導

＜問い合わせ先＞

- 船舶安全環境課 TEL 052-952-8021（宮城、八木）
- 運航労務監理官 TEL 052-952-8012（田垣、大久保）
- 船員労働環境・海技資格課 TEL 052-952-8027（宮田、稲垣）

